

3. 社会教育を取り巻く環境の変化と課題

(1) 少子高齢化と人口減少、人口の東京一極集中

- 我が国の人口は平成 20 年をピークに減少局面に入っており、平成 27 年国勢調査による同年 10 月 1 日時点での人口は 1 億 2,709 万と平成 22 年調査に比べ 96 万 2,607 人減少し、大正 9 年の調査開始以来、初めての人口減少を記録した²。
- また、我が国は世界的に最も高齢化が進んでおり、平成 27 年 10 月時点で、高齢化率は 26.7%に達している³。加えて、国内における人口移動においては、若年人口の地方からの流出と東京圏への流入が続いており、人口の東京一極集中の傾向が強まっている。
- このため、全国平均での高齢化率は 26.7%であるが、全国には高齢化率が 50%を超えている地方公共団体も少なくなく、自治体機能の低下に加え、買物や医療など住民の生活に必要な生活サービス機能にも支障がある地域が生じており、住民の暮らしを守る観点から、地域コミュニティの機能の維持をいかに図っていくかが重要な課題となっている。
- 他方、最近の高齢者については昔の高齢者と比較して若返りが指摘されており、歩行速度が 10 年ほど若返っているとの調査結果もある⁴。また、高齢化の進展に伴い、平均寿命とともに健康寿命の伸長を図ることがますます重要となっており、そのためには、高齢者の運動、栄養とともに社会参加の重要性が指摘されている。
- 人口減少と人口構造の変化は、今後、社会教育に以下のような影響と課題をもたらすことが考えられる。
 - イ) 社会教育の利用者の高齢化と減少
 - ロ) 長寿化に伴う国民が社会変動の影響を受ける期間の長期化に対応した学び直しの機会の提供の必要性
 - ハ) 社会教育主事など社会教育に携わる人材の高齢化と人材確保の困難
 - ニ) 小学校区を単位として整備が図られ、現在でも全国に 13,777 施設が存在する公民館の地域コミュニティ機能維持への貢献の必要性
 - ホ) 人口減少局面では、交流人口の拡大が地域の活力の維持・向上において重要となることから博物館など社会教育施設の交流人口拡大への寄与の必要性
 - ヘ) 高齢者の社会参加の促進と多世代交流による地域づくりの必要性

(2) グローバル化と在留外国人・訪日外国人の増加

- グローバル化の進展に伴い、我が国で生活をする外国人が増えており、在留外国人数は、平成 27 年末時点で 223 万 2,189 人となっており、統計上比較可能な平成 24 年末の 203 万 3,656 人からも 3 年間で約 1 割増えている⁵。

- また、我が国を訪れる外国人も増えており、平成 28 年の訪日外客数は推計で 2,403 万 9,000 人と平成 18 年の 733 万 4,077 人に比べ約 3.3 倍に増加している⁶。
- グローバル化に伴う在留外国人・訪日外国人の増加は、今後、社会教育に以下のような影響と課題をもたらすことが考えられる。
 - イ) 国籍や民族などが異なる人々が地域社会の構成員として共に生きていく多文化共生の推進に向けた社会教育の貢献
 - 特に、①在留外国人に対する日本語及び日本社会に関する学習機会の提供や②地域住民との交流機会の提供、③地域住民に対する多文化共生に関する学習機会の提供
 - ロ) 博物館等の訪日外国人の受入れ強化による交流人口拡大と地域活性化への貢献、そのための多言語化対策等の推進
- グローバル化は、上記の変化に加え、従来の産業構造を基盤とした雇用構造にも変容をもたらし、人々の生活基盤にも動揺を与える可能性がある。今後、人々の暮らしに近い地域コミュニティレベルにおいてグローバル化がもたらす影響に対処していくことが求められることが予想され、社会教育が新たな役割を担うことが期待される。

(3) 地域コミュニティの衰退とつながりの希薄化

- 地域の人々との付き合いが疎遠になり、地域コミュニティが衰退しており、高齢者や困難を抱えた親子などが地域で孤立するという深刻な状況が生じている。また、家庭や家族が多様化し、三世帯世帯が減少する一方で、ひとり親家庭など地域行事等への参加が少ない人々が増加していることも地域コミュニティの衰退に拍車をかけているとの指摘がある。
- 平成 27 年度の内閣府「社会意識に関する世論調査」では、地域での付き合いの程度に関して 67.8%が「付き合いがある」、32.1%が「付き合いがない」と答えている。都市規模別では大都市や中都市において、年齢別では 20 歳代から 40 歳代で「付き合いがない」とする者の割合が高く、20 代では「付き合いがない」との回答が 56.2%に上っている。
- 東日本大震災や熊本地震などの大規模災害をきっかけとして、人々の安心・安全な暮らしを守るための日常的な「絆づくり」の必要性が認識されている。地域の「絆」は、災害時における「助け合い」においても、復興期における地域コミュニティの再生においても重要な役割を果たしている。
- 平成 27 年度の内閣府「教育・生涯学習に関する世論調査」によれば、過去一年間に 47.7%と約半数の国民が何らかの学習活動に取り組んでいるが、その理由として 32.1%が「他の人との親睦を深めたり、友人を得たりするため」と回答しており、社会教育には、人々の学習活動を通じて地域の人と人とを結び付ける力があると言える。

- 地域コミュニティが衰退し、つながりが希薄化する中で、社会教育には、その活動を通して人と人との交流を促進し、地域に新たな価値をもたらすような「仕掛け」づくりを進めることで、地域コミュニティの再生・活性化に貢献することが期待される。
- また、災害からの復興期において、子供たちの学習や体験活動等を支え、地域コミュニティの再生に寄与していくことも、社会教育に期待される大切な役割である。

(4) 貧困と格差，一億総中流社会の変容

- かつて我が国は、国民の生活意識として中流であるという意識が強く、その様態は「一億総中流」であると言われてきたが、近年は「貧困と格差」が大きな社会問題となっている。
- 就学援助を受けている小学生・中学生の割合は平成7年には16人に1人程度であったのに対し、平成25年度には6人に1人程度となっている。また、所得をはじめとした家庭の社会経済的背景と子供の学力には相関関係が見られ、家計所得が高いほど4年制大学への進学も高くなっている⁷。そして、最終学歴により生涯賃金には大きな差があると言われている。
- 今後、貧困と格差の問題に関しては、福祉分野等における取組のみならず、社会教育においても、貧困の連鎖と格差の拡大・固定化を防ぐ観点から、以下のような取組を行うことが求められる。
 - イ) 家庭環境により教育格差が拡大しないよう、学校入学前の幼児期から、家庭の経済事情等にかかわらず学習機会が得られるように、社会における教育のセーフティネットとして社会教育分野における学習環境の整備
 - とりわけ、子供の貧困が子供の読書体験にも影響を与えていることから、図書館による困難を抱えた親子に対する読書機会の提供。特に、図書館に来館しない親子に対するアウトリーチによる能動的な機会の提供
 - ロ) 格差が生じやすい放課後等の学校外の活動について地域における支援の充実

(5) 技術革新と第四次産業革命の進展

- 情報通信技術の発展に加え、今後は、人工知能やIoT⁸、ビッグデータ等の技術革新による第四次産業革命が進展し、社会や国民の生活に大きな影響を及ぼすことが予想されている。
- 現在においても、情報通信技術の発展は、MOOC（大規模公開オンライン講座）や電子書籍の普及など人々の学習活動に大きな影響を与えている。
- 加えて、今後見込まれる人工知能の進化は、社会で求められる能力や学習観に影響を及ぼ

すとともに、雇用にも影響を及ぼす可能性がある。今後10年～20年後には日本の労働人口の約49%が技術的には人工知能やロボット等により代替できるようになる可能性が指摘されている⁹。

- 今後の技術革新の進展は、社会教育に以下のような影響と課題をもたらすことが考えられる。
 - イ) オンラインの利用による国民の学習形態や学習場所の変化
 - ロ) 社会教育の提供主体の変化
 - ハ) 社会教育の利用者の多様化・個別化
 - ニ) 社会で求められる能力や産業構造の変化に応じた学び直しの機会提供の必要性
 - ホ) オンラインの活用など社会教育施設による学習機会の提供方法の変化
 - ヘ) 新たな技術の導入による社会教育施設の運営の効率化
 - ト) 人工知能の進化による社会教育に携わる職業の雇用への影響

(6) 社会教育の提供主体の多様化

- 社会教育法の制定当初は、社会教育の主な提供主体は行政であり、公民館、図書館、博物館等の公立社会教育施設が中心的な役割を担っていた。
- しかし、今日では、カルチャーセンターなど多くの民間教育事業者が国民に多様な学習機会を提供しているほか、平成10年の特定非営利活動促進法の施行以降、NPO（特定非営利活動法人）の数も年々増えており、平成28年9月末現在5万1,261法人に上っており、そのうち、約半数に当たる2万4,698法人が社会教育活動を行っている¹⁰。
- さらに、近年では、大学においても社会貢献が教育や研究と並ぶ「第三の使命」として広く認識され、公開講座の開設など多くの学習機会を提供している。加えて、企業においても、CSR（企業の社会的責任）活動が広く行われており、教育分野においてもCSR活動が展開されている。
- 社会教育の提供主体の多様化を受け、今後の社会教育の展開においては以下の諸点に留意する必要がある。
 - イ) 社会教育の利用者の視点に立ち、社会教育施設を中心とした行政による学習機会の提供のみならず、NPO、大学、企業（民間教育事業者を含む。以下同じ。）等の多様な主体による学習機会の提供にも着目し、社会全体における学習機会の確保と拡大
 - ロ) NPO、大学、企業等における社会教育活動が教育的観点から効果的に行われるよう、これら関係者への社会教育主事講習等の開放
 - ハ) 各主体の強みを活かし、社会教育施設と多様な主体とが連携・協働した官民パートナーシップによる学習機会の提供
 - ニ) 民間の資金やノウハウを活用した社会教育施設の運営・整備の促進

(7) 地方分権改革と市町村合併，厳しい財政状況

- 過去 20 年にわたり社会教育を取り巻く行財政制度が大きく変化している。「平成の大合併」とも称される市町村合併が進められ，平成 16 年 5 月時点で 3,100 あった市町村数は，平成 26 年 4 月時点では 1,718 まで減少している¹¹。
- 地方分権と地方への税源移譲が進められ，社会教育分野においても公立社会教育施設整備補助金が平成 10 年度に廃止され（博物館に関しては平成 9 年度），地方公共団体の一般財源化が図られている。
- 我が国の財政状況は，国・地方とも公債発行残高が増加を続けており，平成 15 年度末に 692 兆円であった国・地方の長期債務残高は，平成 25 年度末には 972 兆円に増えている。今後，社会保障関係費の増大により厳しい財政状況が続くことが見込まれる¹²。
- 行財政制度の変化や厳しい財政状況を踏まえ，今後，持続可能な社会教育システムを構築していくことが必要であり，そのためには，以下の諸点に留意する必要がある。
 - イ) ふるさと納税制度やクラウドファンディングなど多様な資金調達手法を視野に入れた社会教育分野への官民の教育投資の促進
 - ロ) 社会教育分野への官民の教育投資について国民の理解と支持が得られるよう，PDCA サイクルや効果の見える化を進め事業の不断の改善を図り，効果的・効率的な社会教育の展開
 - ハ) 今後，社会教育施設の老朽化が進み，施設の更新が必要となることに対応して，社会教育施設整備費が地方公共団体の一般財源となっていることを踏まえ，地方公共団体における個別施設計画の策定等，計画的な準備・対応
 - ニ) 民間の資金やノウハウを活用した社会教育施設の運営・整備の促進